

最高裁判所第二小法廷

平成27年8月20日

上告趣意書補充書

煙石 博

「煙石博さんの無罪を勝ちとる会」

上告趣意書の被害者、被害者の母、また銀行の警備員のプライバシーに
配慮し、それぞれ A、B、C の仮名とします。

上告趣意書補充書

平成27年8月20日

最高裁判所 御中

被告人 煙石 博 印

私に対する窃盗被告事件について、上告趣意書の補充は以下のとおりであります。

I はじめに

平成27年2月18日に上告趣意書を提出しましたが、その後、裁判記録や証拠となる防犯カメラの映像を見て、明らかになった事や気付いた事を補充させていただきます。

私は無実です。とんでもない濡れ衣です。私は生まれてこのかた、68歳まで人さまのお金を盗ったり、ごまかししたりしたことは一度もありません。防犯カメラの映像にも私がお金を盗っている場面はありません。封筒に指紋もついていません。どうぞよろしくお願いします。

II 盗っていない証拠その1

地裁の公判記録より

(1) 第3回公判 証人 益田幸一刑事

P6 L23

検察官 実際に犯人は、その被害品の封筒を持ち去った後、どこにしまったように証人には見え
ましたか。

益田 ポケットにしまったように見えました。

検察官 それはなんのポケットですか。

益田 当時はいていた半ズボンのポケットです。

※私は防犯カメラの映像を何回も見ましたが封筒を持っていませんし、ズボンのポケットにしまったりしていません。もちろん封筒からお金を盗っていません。

そもそも、2012年10月11日に家に来た高山刑事は、「封筒からお金を盗って、左手で左胸のポケットにねじこんだ。それが防犯ビデオに映っているんだ。」と言って逮捕しました。「そのお金は何のお金か」と聞くと、「年寄りから集めた金だ」と言いましたが、のちに裁判が始まって驚いた事に、このお金は3人分の市・県民税だと知りました。

その時の様子は家内も一部始終聞いていました。取り調べでも高山刑事は同じ事を言いながら証拠の防犯ビデオを見せてくれと頼んでも見せてくれず、自白を強要するばかりでした。裁判が始まって防犯カメラの映像を見ても盗っている場面はありませんでした。

証人の益田刑事は逮捕する時同席していて、高山刑事が「封筒からお金を盗って、左手で左胸のポケットにねじこんだ。」と言うのを聞いていたのに、証言では「封筒を半ズボンのポケットにしまったように見えました」と証言したので、啞然としました。

防犯カメラの映像を見ても、封筒を半ズボンのポケットにしまった映像はありません。また、半ズボンのポケットから封筒を取り出したり、元の記帳台に戻したりする映像もありません。

(2) 第3回公判 証人 畠山明良刑事

P9 L7

検察官 それから、防犯ビデオをごらんになったということなのですが、その犯人とおぼしき人物は、ATM コーナーの前で何をしていたんですか。

畠山 通帳記入などですね。

検察官 ほかには何かしていませんでしたか。

畠山 …… 一番は、通帳記入としか覚えてないです。

検察官 証人のご記憶の範囲内で結構なのですが、何か封筒の中から盗んだものを抜き取るとか、あるいは盗んだものをどこかのポケットにしまうというような行動は、証人が見た範囲でご記憶しておられますか。

畠山 それはATM コーナーの防犯カメラですか。

検察官 じゃあ、その前提でお伺いしますが、ATM コーナーの防犯カメラをご覧になったんですね。

畠山 はい。

検察官 それを証人がご覧になった範囲で、かつ覚えておられる範囲で、犯人とおぼしき人物が、盗んだものをどこかに隠したり、あるいは封筒の中から盗んだものを出したりする様子写っていましたか。

畠山 ATM コーナー内の防犯カメラには、そういう状況ではなく、通帳記入する状況が写されています。

※県警の畠山刑事は上記の様に答えました。つまり、私がATM コーナー内で封筒やお金を盗っていないという事を畠山刑事の証言が証明していることとなります。それなのに地裁・高裁では、「お金を盗ったと推認される」として盗った証拠は無いのに私を有罪にしました。

私はATM コーナーで通帳記入だけしました。防犯カメラの映像では、ATM コーナーから10秒くらいで戻っています。

映像の動きからもお金を盗ったような様子はありません。(別紙 資料1-②)

地裁・高裁とも、私が盗ったという証拠も映像も全く無いのに、推認により有罪にしましたが、こういう状況で推認という言葉で有罪にするのは、司法による犯罪だと思います。

Ⅲ 盗っていない証拠その2

高裁判決文

P.13 L.22

「被告人がロビーと ATM コーナーを往復する際の動作も全ては映っておらず、ATM 機を操作している場面の被告人の手元も、約 10 秒程度、防犯カメラの死角となっている。」

※私がロビーと ATM コーナーを移動する際の動作は 9:22:51 の 1 秒間以外、全て映っています。時間的な死角はありません。(別紙 資料 1-①②③) この写真は検察から証拠と提出された DVD (SD カード 甲 47 号証、甲 48 号証) からコピーしたものです。

9:22:35~9:22:39 ロビーから ATM コーナーへ (防犯カメラ 9・5) (資料 1-①)

9:22:39~9:22:50 ATM コーナーで記帳 (防犯カメラ 1) (資料 1-②)

9:22:52~9:23:06 ATM コーナーからロビーへ (防犯カメラ 9・5) (資料 1-③)

※「ATM 機を操作している場面の被告人の手元も、約 10 秒程度、防犯カメラの死角となっている。」としていますが、お金をぬく動作をすれば背後から見ても右手や左手が動くのがわかります。そんな動きは全くありません。この場面でお金をぬけば、ATM 上部の防犯カメラに絶対に映っていたはずで、最初からそれが証拠として、出されていたはずです。しかし、ATM 上部の防犯カメラがあったかどうか、今も、不明です。

※第 3 回公判 証人の畠山刑事が ATM コーナーで封筒もお金も盗っていないことを証言しています。

※高山刑事の取り調べの時、「ATM の所で持っている白い物は封筒だろう。」と言われましたが、私としては、疑問を持ちましたので自分で、15 cm×21 cmの払戻請求書を、防犯カメラと似たような位置から、角度を変えて写真に撮ってみました。角度によって払戻請求書の見え方が変わることがはっきりしました。9:22:39 にカメラ 1 に映っている白い物体は、払戻請求書そのものです。封筒なら赤いみみが映るはずですが映っていません。

別紙 資料 2-① 払戻請求書

資料 2-② 封筒

資料 2-③の 1 写真 払戻請求書 (角度を変えて撮影)

資料 2-③の 2 写真 払戻請求書と封筒

Ⅳ 盗っていない証拠その3

高裁判決文

P13 L12

「窓口で払戻請求書等を提出した後である 9 時 22 分 59 秒の時点では被告人の手にその白色様の物体は存在しない。」

※映像を見ても、何も持っていない事がわかります。

(別紙資料3) SDカード (甲47号証) からコピーしたものです。

P15 L5c

「・・・さらにポケット等に隠した在中物(現金)を取り出した後の本件封筒を、本件記帳台の上に戻す機会も十分に認められる」としてはいますが、防犯カメラの映像をチェックすると、下記のとおりで、記帳台に封筒を戻す映像は全くありません。SDカード(甲47号証)

防犯カメラの映像

9:22:57 窓口で右手の何かを渡す

9:22:59 左手で何か窓口カウンターに置く 判決文「被告人の手にその白色様の物体は存在しない」

9:23:04 窓口を離れ、歩き始める

9:23:09 左手には何もない 歩いて相談窓口のそばの雑誌のラックあたりに行く

9:23:19 雑誌前に立つ

9:23:22 雑誌を手にする

9:23:23 雑誌を両手に持っているので外に何も持てない

9:23:38 後ずさり

9:23:46 右手を胸に

9:23:47 右手を胸に(これ以降視線はしばらく上方の電光ニュースの方へ)

9:23:48 右手を記帳台へ(右手を動かさず)

9:24:02 記帳台を離れる

※高裁判決は、「・・・さらにポケット等に隠した在中物(現金)を取り出した後の本件封筒を、本件記帳台の上に戻す機会も十分に認められる」と決めつけてはいますが、これが、9:23:48のことを指すならば、9:22:59までさかのぼってポケット等から封筒を取り出す場面があるはずですが、・・・ズボンなどのポケットから封筒やお札・コインを取り出す映像もありません。

高裁の判決文で9:22:59に「被告人の手にその白色様の物体は存在しない。」と認めています。もし私が封筒を盗ったというなら、封筒をいつどこに隠し、いつどこから取り出して、記帳台のどの位置に置いたのか明らかにする必要があります。

※封筒は片手で持っても、はみ出すサイズです。防犯ビデオに映らないわけではありません。

もし、封筒をズボンのポケットに隠していたとすれば、ポケットからはみ出ますし、封筒を折って隠したとすれば、中のセップにも折り目がつくはず。封筒だけくっきりと三つ折りの折り目がついている事をどう説明するのでしょうか。また、三つ折りにするには片手ではできません。両の手で折り込まなければなりません。防犯カメラの映像には、そんな場面は全くありません。もちろん封筒には私の指紋は全くついていませんでした。

V 盗っていない証拠その4

防犯カメラの映像

- ・防犯カメラの映像を見ると 9:17:33 にA子が封筒のようなものを記帳台の9時あたりに出すのが見え、9:36:09に銀行のCが封筒を記帳台の9時あたりで取り上げていました。
- ・平成26年7月8日、高裁第2回公判記録 p51 の 350 で検察官が鑑定人に「このとき、もう何か白いものを持っていますけど、このときに警備員の方がいらっしゃるのって、時計図で言うと、午後9時のあたりじゃないんですか」と訊いたのは、検察官は、警備員が記帳台の9時あたりにいて、封筒を取り上げたという事を映像で確認したということです。
- ・防犯カメラの映像をよく見ると、もみじ銀行の封筒のみみらしき赤い色が9:17:33 から 9:36:09 の間に記帳台の9時あたりで時々ちらちらと見えています。
(別紙 資料4) SDカード(甲47号証) からコピーしたものです。

VI 盗っていない証拠その5

シャツについて

- ① 検甲61号写真撮影報告書(平成25年9月20日)

別紙第1号、第2号は、半そで、水色、チェック柄のシャツの表面と裏面の写真

襟は、ネクタイを締められない開襟。裾はズボンの外に出せるカジュアルタイプでほぼまっすぐ・・・

これには胸ポケットがない。

(家内が多分これだろうと言って提出したものだが、畠山刑事が「胸にポケットがない」として除かれたもの)

- ② 第3号、第4号は、半そで、白色、ストライプ柄のシャツの表面と裏面の写真

ネクタイを締めることができるタイプの襟で、裾にはカーブがついてズボンの外に出さないカッターシャツタイプ。これには胸ポケットがある。

(これは畠山刑事が「胸にポケットがある」と言って勝手に選んだもの)

地裁判決 p6 では「なお、被告人の着ていた半袖シャツは左胸にポケットのある白色ストライプ柄のものとみて映像との齟齬はない。」としているが、防犯カメラの映像を見ると、明らかにポケットのない

①の開襟のシャツである事を確認できる。

◎裾がまっすぐである

資料1-② 9:22:39~9:22:50の後ろ向きの映像

資料1-③ 9:22:58~9:23:00の横向きの映像

資料1-③ 9:23:05後ろ向きの映像

◎襟が開襟である

9:22:12~9:22:18の前向き・横向きの映像もぜひ見てください。

※デパートなどのアパレル関係の何人かのベテランの方に写真を見てもらったところ、裾はまっすぐで、開襟であり左胸のポケットがないもので、カッターシャツタイプではないと指摘していただきました。地裁判決文 p 6 で「本件封筒から在中物を抜き取り、これらをポケット等に隠す機会があったことが認められる。」としているが、胸にはポケットがないので隠せないし、ズボンのポケットに隠している映像も全くありません。

VIII 終わりに

私は無実です。防犯カメラに封筒やお金をとっている映像はありません。私は封筒にさわっていないのですから、(封筒を警備員が取り上げた位置は9時あたりです。私が記帳台に右手を置いたのは、11時あたりです。)封筒はずっと9時の位置にあったのだと思います。・・・ということから、もともと封筒にお金は入っていませんでした。

そもそも警察がA子の言い分を鵜呑みにして、証拠もないのに、私がお店にいたというだけで、短絡的に私を犯人と決めつけた誤認逮捕から始まりました。

検察ではひたすら示談を勧められました。

地裁では、「(A子・B子の)供述の信用性については慎重に検討する必要がある」(地裁判決文 p3)と述べながらも、A子が封筒を覗いてお金を確認したという不確かな証言のみであるのに、「A子が本件支店に本件封筒を置き忘れた時点で本件封筒に上記現金が在中していたとの事実が認められる。」(地裁判決文 p4)として有罪にしたのは納得できません。

高裁では鑑定人が、A子の手の動きと、私の手の動きが交わっていないという事を証明したのに控訴棄却されました。

裁判長が「判決に異議があれば・・・」と言ったので、私は、こみあげていた怒りに「大あります!!」と叫びました。

私はアナウンサーとして信用と信頼を大切に定年まで勤め、定年後も、その信用と信頼のお陰で、講演やコマーシャル等の仕事をしておりました。その信用と信頼を一気に失う様な事は万死に値することで、そんなことは絶対にしません。

「疑わしきは罰せず」というのは、国際的にも、司法のひとつのルールだと聞いております。私は、疑わしくもないのに犯罪者にされてしまいました。

最高裁の裁判官の皆様、私は無実ですので、真実と公明正大なる裁きをお願いいたします。

以上

添付資料

資料1-① ロビーからATMコーナーへ

資料1-② ATMコーナー

資料1-③ ATM コーナーからロビーへ

資料2-① 払戻請求書

資料2-② 封筒

資料2-③の1 写真 払戻請求書（角度を変えて撮影）

資料2-③の2 写真 払戻請求書と封筒

資料3 手に持っている物を窓口で全て出した場面

資料4 記帳台で赤い色が見える時の写真

蛇足ながら、私の支援者が私のホームページを作ってくれています。私のブログもあります。時間があれば見てください。

<http://enseki.noor.jp/>